

随意契約理由

令和5年(2023年)3月31日

契約担当課名	豊中市立障害福祉センターひまわり
発注担当課名	豊中市立障害福祉センターひまわり
契約名称	豊中市障害者地域活動支援センター事業（相談支援型）
契約内容	豊中市障害者地域活動支援センター事業（相談支援型）業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和5年3月31日 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	豊中市北桜塚 3-8-26-B-102 特定非営利活動法人バムスぴあ
契約金額	12,350,000 円
随意契約理由	<p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> <p>「生産活動や創作活動の場の提供、地域交流や障害者の相談受付」を行う地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、市町村の必須事業となっている。市内の障害者数、立地等を勘案した結果、複数の地域活動支援センターが必要であるが、以下の要件を満たし、当該事業を実施できる事業者は、市内においては2法人しか存在しないため</p> <ol style="list-style-type: none">1. 専門職員（精神保健福祉士等）を配置していること2. 本市から指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の全ての指定を受けている事業者であること3. 豊中市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を満たすものとして、市長があらかじめ指定した事業者であること4. 上記条例で定める設備の他、仕様書で規定する設備、規模を有していること